

自 平成八年十二月十一日
至 平成八年十二月十六日

平成八年第十三回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

平成八年第十二回階上町議会△△議事録（第一号）

招集年月日	平成八年十二月十一日
招集の場所	階上町議会議場
開閉会日時 及び宣告	開 会 平成八年十二月十一日 午前十時四分 閉・散会 平成八年十二月十一日 午前十時二十八分
出席議員及び 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席	議席 氏名 出席 議席 氏名 出席 議席 氏名 出席 一 佐京 登 〇 二 畑中 弘實 〇 三 大前 典男 〇 四 川上 太榮助 〇 五 桑原 一夫 〇 六 木村 勝彦 〇 七 嶋 守 瑞穂 〇 八 阿部 敏秋 〇 九 浜谷 豊美 〇 十 平戸 茂雄 〇 十一 松倉 正美 〇 十二 巽 静子 〇 十三 荒道 鶴造 〇 十四 太下 義雄 〇 十五 田端 清 〇 十六 山田 昭治 〇 十七 荒谷 剛生 〇 十八 前田 常男 〇
会議録署名議員	一 番 佐 京 登 二 畑 中 弘 實
地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	町長 正部 家 佑 一 助役 中 村 禮 二 郎 収入役 中 田 文 夫 一 教育長 大 釜 安 也 総務課長 浜 谷 政 己 企画課長 上 沢 寿 勝 税務課長 松 橋 隆 巳 保健課長 三 上 孝 八 農林課長 浜 谷 義 勝 建設課長 高 階 繁 雄 町民課長 工 藤 靖 夫 水産商工課長 桑 原 定 男 中央保育所長 小 沢 繁 勝 出納室長 齊 藤 博 俊 教育次長 上 山 博 一 学務課長 渡 部 光 雄 社会教育課長 (上山博一) 体育課長 嶋 文 男 給食所長 林 貢 農委事務局長 中 城 功 国保診療所長 (三上孝八) 企画課長補佐 澤 田 敏 男 代表監査委員 下 野 岩 男

議 事 日 程	別紙のとおり 別紙のとおり
会議に付した事件	△△議事の奴社過 ただいまの出席議員は十八名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成八年第十二回階上町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。
開会・議長	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
開議・議長	日程第一、会議録署名議員の指名を行います。
日程第一 会議録署名議員の指名・議長	会議録署名議員は、会議規則第百九条の規定により議長において 一番 佐 京 登 君、 二番 畑 中 弘 實 君、両君を指名いたします。
日程第二 会期の決定・議長	日程第二、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。
日程第三 提案理由説明・議長	本定例会の会期は、本日から十二月十八日までの六日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、六日間と決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

階上町長 正部家佑介君

町長（正部家佑介君）

平成八年第十三回階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第一号 専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。

本案は、榑漁港局部改良工事の変更契約であります。漁港整備事業の促進を図るため、東防波堤〇・八メートルを増工するものであります。

当初、契約金額九千五百七十七万七千円を、変更契約金額九千四百三十三万三千円とし、三百四十九万三千円の増額であります。

議案第一号 階上町公営式条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法に基づく法令の明文化と条文整理のため提案するものであります。

議案第二号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町議会議員の報酬月額を改定するため提案するものであります。

議案第三号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町特別職の給料月額を改定するため提案するものであります。

議案第四号 階上町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町教育長の給料月額を改定するため提案するものであります。

議案第五号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに扶養手当、通勤手当及び宿日直手当の額を改定し、並びに寒冷地手当の基準額の定額化等を行うため提案するものであります。

議案第六号 階上町老人家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、老人福祉法等の一部が改正されたことに伴い、題名及び条例中、老人家庭奉仕員派遣を、老人ホームヘルプサービスに、また家庭奉仕員をホームヘルパーに改めるため提案するものであります。

議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算第七号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額に三千四百六十三万円を追加し、歳入歳出予算の総額を六十億九千九百九十二万三千円

とするものであります。

それでは、第一表の歳入歳出予算の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入でありますが、町税は、町民税及び固定資産税等増減合わせて三千八百九十四万三千円を追加いたしました。

分担金及び負担金は、心身障害者小規模共同作業所運営費負担金百二十三万六千円、老人福祉施設入所負担金等合わせて一千九百七千円を追加補止いたしました。

国庫支出金は、保育所措置費負担金一千二百五十六万七千円等合わせて一千三百九十三万六千円を追加いたしました。合併処理浄化槽設置整備事業費補助金二百四十三万五千円等合わせて三百八十二万七千円を減額しましたので、増減合わせて一千九百九千円を追加補止したものであります。

県支出金は、保育所措置費負担金八百二十八万三千円、国民健康保険基盤安定費負担金三百四万四千円等合わせて一千二百六十四万七千円を追加いたしました。合併処理浄化槽設置整備事業費補助金二百四十三万五千円、大蛇地区漁業集落環境整備事業費補助金四千三百八十九万一千円、農村総合整備モデル事業委託金八百六十四万八千円等合わせて五千六百二十六万六千円を減額しましたので、増減合わせて四千三百二十七万九千円を減額補止するものであります。

諸収入には、八戸平原幹線道路用地買収委託金百七十九万二千円等合わせて三百七十九万二千円を追加いたしました。田代小中学校組合交付税再配分五十六万五千円を減額しましたので、増減合わせて三百二十二万七千円を追加補止するものであります。

次に歳出であります。今回の予算において、職員の給与費を各款にわたって補止しましたが、これ

は、さきに人事院が平成八年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、町職員の給与改定に要する経費について、所要額を計上したこと、職員の配置換え等に係る経費を調整したものであります。

議会費には、議員報酬等二百八十五万一千円を追加補止いたしました。

総務費は、鳥屋部地区住宅団地造成事業測量調査・造成計画図書作成委託料八百七万円等を追加計上し、選挙費ならびに給与等を減額調整したため、増減合わせて三百四十二千円を減額補止いたしました。

民生費は、心身障害者小規模共同作業所運営費補助金二百六十二万八千円、保育所措置費二千三百九万九千円、老人保護措置費六百八十九万六千円等を追加し、一方、給与等を減額調整しましたので、増減合わせて二千七百六十八万五千円を追加補止したものであります。

衛生費には、保健協力員厚生大臣表彰受賞祝賀会費用として百四十一万円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金四千七百三十四万三千円等を追加計上し、一方、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金七百八十八万七千円、合併処理浄化槽設置費補助金七百三十三万五千円等を減額して、増減合わせて三千二百九万一千円を追加補止したものであります。

農林水産業費は、八戸平原幹線道路用地買収費百六十八万七千円、農村総合整備モデル事業補償費七百三十八千円、ふるさと農道緊急整備事業費負担金八十五万円等を追加し、一方、漁業集落環境整備事業精査による六千三百三十七万八千円を減額するなど、増減合わせて五千八百四十八万四千円を減額補止したものであります。

商工費には、企業誘致奨励金補助金四百五十一万五千円、観光情報ネットワーク端末機器購入費九十八万七千円等合わせて五百七十一万一千円を追加計上するものであります。

土木費は、県単独事業で実施している県道整備費の負担金八百三十五万八千円、野沢・法師窪線工事

請負費三千万円等を追加計上し、一方、町道測量設計委託料一千八百六十八万円等を減額して、増減合わせて百八十二万円を追加補正したものであります。

消防費には、消火栓移設補修工事負担金等合わせて二百二十五万円を追加計上いたしました。

教育費は、赤保内小学校用地買収費一千九百六十六万九千円、道仏中学校コンピュータ教室改造実施設計委託料二百八十万円、トレーニングセンター設計委託料六百八万九千円等を追加計上し、一方、埋蔵文化財発掘作業人夫賃金九百六十六万六千等を減額して、増減合わせて二千三百二万二千円を追加計上するものであります。

災害復旧費は、測量等委託料百三十四万円等合わせて百七十五万二千円を減額するものであります。予備費については、四百二十九万二千円を追加して九百二十七万五千円とするものであります。

次に、第二表地方債補正であります。既決事業費に変動があったため、限度額に増減が生じたので、追加並びに変更するものであります。

議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第二号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の額に四千七十四万一千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ九億三千八百四十四万六千円とするものであります。

歳入の繰入金は、地方交付税に算入されている国保財政安定化支援事業、出産育児一時金及び事務費に係わる経費について、一般会計から繰入するものであります。

歳出の主なものは、在宅医療システムに伴うパソコンの導入及びレセプトのA版化に向けた保管庫の導入のため、総務費に二百七十六万九千円、保険給付費の高額療養費・療養諸費に三百八十二万九千円、予備費三千二百七十二万円を追加するものであります。

議案第九号 階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第二号についてご説明申し上げます。本案は、歳出予算の補正であります。

歳出の主なものを申し上げます。

総務費には、人事院による、平成八年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、国民健康保険直営診療所職員の給与改定に要する経費二十二万五千円を減額補正し、備品購入費に六万八千円、予備費に十五万七千円を追加補正するものであります。

議案第十号 平成八年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第一号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千七百八十八万九千円を追加し、予算総額を二億九千五百七十七円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、県支出金四千三百八十九万一千円、一般会計からの繰入金四百七十八万三千円、町債二千九百十万円等を追加するものであります。

歳出の主なものは、設計書作成委託料五百七十七万七千円、排水施設工事費八千五百六十五万八千円等を

追加し、布設移転補償費四百万円を補正するものであります。

議案第十一号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第二号についてご説明申し上げます
本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ二百七十九万五千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ一千九百六十万一千円とするものであります。

歳入につきましては、水道使用料二十万三千円、給水工事の検査手数料七万六千円、一般会計からの繰入金二百四十二万六千円を追加したものであります。

歳出につきましては、水道施設の管理等に要する費用として二百七十九万五千円を追加したものであります。

議案第十二号 八戸圏域水道企業団規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、八戸圏域水道企業団の庁舎移転に伴い、事務所の位置を変更するため、企業団規約の改正が必要となり、地方自治法第二百八十八条及び第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を得るため提案するものであります。

議案第十二号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についてご説明申し上げます。
本案は、人権擁護委員辻良生氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候

を推薦することについて、意見を求めるため提案するものであります。

議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についてご説明申し上げます。
本案は、人権擁護委員澤田誠氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候補者を推薦することについて、意見を求めるため提案するものであります。

議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についてご説明申し上げます。
本案は、人権擁護委員大前典男氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候補者として伊藤一男氏を推薦したいので、意見を求めるため提案するものであります。

議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件についてご説明申し上げます。
本案は、人権擁護委員清川榮子氏の任期が平成九年一月十四日をもって満了するので、後任の委員の候補者として鹿原チヨ氏を推薦したいので、意見を求めるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第四 請願第一号「夫婦別氏（姓）」制導入反対に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております請願第一号の件については、会議規則第九十二条の規定に基づき、総務財政常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第一号の件は、総務財政常任委員会に付託することに決しました。

この際、日程第五 意見書案第一号 治水事業五箇年計画の策定と推進に関する意見書案の件から、日程第六 意見書案第二号 法務局職員の増員に関する意見書案までの件、二件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております、意見書案第一号から、意見書案第二号については、会議規則第九十二条第二項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号から第二号については、委員会の付託を省略することに決しました。

意見書案第一号から第二号は、これを可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第一号から第二号は、これを可決することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明十二月十二日、一日間休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、十二月十二日、一日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、十二月十三日午前十時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前十時二十八分)

平成八年第十二回階上町議会△云（定例△云） △云議事録（第二号）

招集年月日	平成八年十二月十一日									
招集の場所	階上町議会 議場									
開閉会日時	開 会	平成八年十二月十三日		午前十時三十分		議長		前田常男		
及び宣告	閉 会	平成八年十二月十三日		午前十時三十七分		議長		前田常男		
心(不心)招議員及 出席並びに欠席 議員	議席番号	氏名		議席番号	氏名		議席番号	氏名		議席番号
	凡例	○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席		凡例	○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席		凡例	○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席		凡例
会議録署名議員	事務局長	高橋 信一		事務局長	中村 豊志		事務局長	田 中 弘 實		事務局長
	地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	町長 正部 家 佑 介 助役 中村 禮一郎		地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	収入役 中村 豊志		地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	庶務係長 田 中 弘 實		地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名
地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	総務課長	浜谷 政己		総務課長	上沢 寿勝		総務課長	松橋 隆巳		総務課長
	保健課長	三上 孝八		保健課長	浜谷 義勝		保健課長	高階 繁雄		保健課長
町民課長	工藤 靖夫		町民課長	水産商工課長		町民課長	桑原 定男		町民課長	町民課長
	出納室長 齊藤 博俊		町民課長	教育次長 桑原 定男		町民課長	中央保育所長		町民課長	町民課長
社会教育課長	(上山博一)		社会教育課長	体育課長 鳩 文男		社会教育課長	学務課長 渡部 光雄		社会教育課長	社会教育課長
	農委事務局長 中城 功		社会教育課長	給食所長 林 貢		社会教育課長	給食所長 林 貢		社会教育課長	社会教育課長
代表監査委員	下野 岩男		代表監査委員	国保診療所長 (三上孝八)		代表監査委員	企画課長補佐 澤田 敏男		代表監査委員	代表監査委員
	下野 岩男		代表監査委員	国保診療所長 (三上孝八)		代表監査委員	企画課長補佐 澤田 敏男		代表監査委員	代表監査委員

議 事 日 程
会議に付した事件

開会・議長（前田常男君）

開議・議長（前田常男君）

議長（前田常男君）

二番（畑中弘實君）

別紙のとおり
別紙のとおり

△云議事の経緯

ただいまの出席議員は十八名であります。
定足数に達しておりますので、
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第一、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
二番 畑中弘實君

十二月定例会に一般質問の機会をいただきましたことを、お礼申し上げます。
通告に従い、質問して参りますので、よろしくお願い致します。
先ず、第一は、ふるさと河川公園の整備と充実についてであります。
潤いと安らぎのある「まちづくり」が求められているこんにち、我が階上町のふるさと河川公園が、
多くの方々の憩いの場として利用されておりますことは、誠に同慶にたえません。

ここに、公園建設にご尽力された町長はじめ、関係者各位に対し、心から敬意を表するとともに、更なる整備、充実をはかっていたかくことを願うものであります。

さて、本公園は、町当局の管理運営に加え、地元でも桜、イチイの木を植栽、桜の名所にと願ひ、協力をしながら、又恩恵をいただいているところであります。

更には、町民有志、地元で協力で鯉のぼりを、谷間に舞い泳がせるなど官民一体の協力により、こんにちの賑わいをみせております。

以前、本公園には、蛇抜け穴で親しまれた鍾乳洞がありました。

今でも惜しまれ、復活を願う声も多くあります。

そして、現在進められております、金平線が開通されますと、更に人気が高まるものと確信します。本公園の下流で操業しております、住金鉱業が約束をしている魚道の設置も進むと思われ、これに呼応して、町当局が所要の施設を施すなら、県内にも誇れる公園になることも間違いない。

このように考え、以下三点について、お伺い致します。

まず第一点は、ステージの設置であります。

近年、若い人のみならず、高齢者も音楽や芸能を披露するし、交流を深める傾向にあり、従って、今一定の大きさを持つ公園には、ステージが設けられているのが実態であります。

本公園は、西側、石灰の岩崖でありまして、自然の音響施設にもなります。

については、本公園にステージを設置する考えはないか。

第二点は、人口滝の設置、及び鯉の放流についてであります。

ご承知のとおり、鯉の滝登りと申しますように、鯉には滝がつきものであります。

川には、生きた鯉、そして空には、手作りの鯉を舞い泳がせたら、どんなにか、子どもたちが、また来園者が喜ぶだろう。

私は、想像するだけでも楽しくなります。

一日も早く、地形を生かした、人口滝の設置、及び鯉の放流をしていただきたいと考えるのであります。

生きた鯉の放流には、鯉の購入費などかかりますが、来園者の安らぎの心代と考えると、その経費は、高くない、このように思います。

つきましては、人口滝の設置と鯉の放流をぜひ、実現していただきたく、町長の誠意あるご答弁を期待いたします。

第三点は、イベントの開催についてであります。

イベントの開催は、まちの活性化にもつながるばかりでなく、ひとびとの交流を促すことによって、地域住民の一体感を生みだし、そこから、まちづくり等の動機づけになって行くと言われておりますが、このような意味からも、いちご煮祭り、つつじ祭りと合わせて町の三大イベントとしてこの地でいも煮会など、ぜひ、開催するよう提言するものであります。

これに対し、どのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

次に、図書室の充実についてであります。

図書は、なぜ、人間に必要であるか。

それは、人間の知識、考え、判断力は、ほとんど本によって培われるからだと言われている。よく、本好きの子供は、成績がよいと言われますが、それは、全ての授業が本を読むことが基礎になっているからと断言してもよいと思います。

さて、このように本は、人間にとって大事なものでありますが、当町の図書購入費は、二つの図書室で年間四十万円という小額予算であります。

ご覧のとおり、こんにち、生涯学習社会構築の必要性が叫ばれております。

又、中央教育審議会大一次答申案では、二十一世紀初めには、学校完全五日制等も予想され、さらに労働省では、来年四月から、各種業界とも週四十時間労働の指導がされております。

それらの受け入れ体制の一つとして、独立した図書館が必要になってくると思います。そこで、このようなことを踏まえて、お伺いします。

一つ目は、近い将来、独立の図書館を持つためその検討に入る考えはないか。

二つ目は、図書購入費を増額する考えはないか。読書は、想像力が豊かになり、論理的に思考する力、判断力もついてくるのは当然なのかも知れません。

よく、図書館は、町の頭脳であると言われます。

議長（前田常男君）

町長（正部家佑介君）

頭脳にふさわしい図書室の充実を強く願ひ、私の壇上からの一般質問を終わります。

町長 正部家佑介君

畑中議員のご質問にお答えをいたします。

いろいろのご提言、あるいはご提案をいただいた訳でありまして、ありがたく思います。

あの地区に建設したということでありまして、町で当初予想した以上の利用をしていただいていることとでありまして、大変喜ばしいことだと、又地元の方々が、地区を上げてご協力いただいていることに對して感謝申し上げたいと思います。

いろいろ、ご提案あった訳であります。一つは、あの公園は、いわゆる、自然を最大限生かして、という考えのもとで整備を図ってきた所でもあります。

それが、好評を博しているゆえんだろうと言つふうに思っている訳でありまして、どの施設も同じような整備の仕方かどうか。

こういうことについては、慎重な検討があるだろうと言つふうに思います。

その他、鯉の放流、人口滝、いも煮会とありますが、あすこは二級河川ということになっていきますので、県の管理になっている。

そして、河川は、第一の目的は、本来の河川の機能をまず果たさなければいけない。その中で、どういふことができるのか。ということでありまして、いも煮会につきましてもお話がありました。

現在イベントは、お話のとおり、いちご煮祭り、つつじ祭りやっている訳ですが、町主体でこれ以

上のイベントを組むということは、きわめて難しい状況にあるというふうに認識をしております。いずれ、地元といいますが、民間の活力で民間の方々を主体としてできないものかと思うふうに思っている所でありまして、そう言った中で私ども、公的にどう言う支援をすべきなのか、そのような基本的な考え方の基で検討して行くべきだろうと認識をしております。

いずれ、ご意見として、あるいは、ご要望として承っておく訳ではありますが、いずれにしても、将来的な課題であると申し上げておきたい、というふうに思います。

二番目の図書館についてであります。

これについては、畑中議員とまったく同じ意見でありまして、図書館の重要性は十分認識をしております。そう言うことから行きますと、町民の方々にご不便をおかけしているなと思うふうに思っている訳であります。一方、議員もご承知のように、いろんな事業もかかえております。そして、学校建設も年々欠かさずやっているというふうな状況でありますから、それとの関係で予算面・財政面を含めてありますが、できるだけ早い機会にやりたいと言う気持ちはあることではありますけれども、それでも少なくともあと数年は学校建設などを考えますと、あと数年は我慢していただきたいと言うふうに思っております。

図書購入費の増額につきましては、十分に検討をして行きたい。どう言う類の図書を中心にと言うことなのか。

いずれ、増額については、十分に今後の課題として検討をし、実現に向けて努力をして行きたいと言うふうに思います。

以上で、畑中議員のご質問に対しての答弁にいたします。

議長（前田常男君）

二番（畑中弘實君）

二番 畑中弘實君

今のご答弁ですけど、将来的に課題として考えると言うようなことでございますけれども、私も今いろいろ言う立場でよく言われますけれども、よその町の方もよく見た方が良く、そう言うことでいろいろ勉強しておりますけれども。

このステージについては、岸壁と言うか、恰好が非常にいいと若い人たちからも言われておりますし、又、今地元でも郷土芸能と言うことで、龍神こだま太鼓やっておりますけれども、それと、町でもまだいろいろ、今、郷土芸能を始めておりますので、それらの披露する場と言うか、そのようなことに利用できればと言うようなことでございます。

ステージの場所を行って見ますと、公園の田んぼがありますけれども、それから山の方へ向けると非常に美しいと言うふうに考えておりますし、ひとつそれも考えていただきたいと思います。

それと人口滝と鯉の放流ですけれども人口滝は、丁度まだそこが、石灰岩を採った後が蛇抜け穴が無くなりましたけれども、その下の方にですね、自然のままの絶壁が残っております。

行ってみれば分かると思いますが、非常に良い場所だと考えますし、十五周年記念パレードの際にも、皆さんもあの鯉のぼりを見ていただいたと思いますし、非常にこれらを整備すると、素晴らしい公園になるのではないかと言うようなことで、これをお願いした次第でございます。

いも煮会の開催についてですけれども、私地区でも、金山沢地区でも考えておりましたけれども、はじめはやはり、官の指導をいただきながら、いずれは、地元と言うような事の方が、と言うことでこれは提案した次第でございます。

それと、図書室の充実についてでございますけれども、私も、お陰様で公民館運営審議会委員を務めさせていただいておりますけれども、その中でもお話ししておりますけれども、当町は、教育文化施設と言つのが少ないじゃないかと、言うようなことでいろんな方からお話しを伺っております。

そのようなことから、学校改築も進めなければならぬ折りでございますけれども、ひとつ、それらも合わせて早めにお考えいただきたい。このように思います。

私も、前にもお話ししたことがございますけれども、この町を知りたい、どこか案内してほしいと言われた時に、美術館を見せてください、と言われました。

一番、この町を知るのによいと、ところが、私たちの町には、それがありませんので大変苦労したことがございますし、民族資料館についても、資料館そのものが資料であると言われるくらい、古くなっておりますので、それらも合わせて、教育文化施設と言つものを考えていただきたい。

まず最初に図書館を考えていただきたいというようなことで、提案した次第でございます。

それと、町内には、いろいろなこの、絵とか、書、又陶芸とかそういうサークルなどもあり、活動しておりますけれども、個展なり、展示をする場所が無い。と言うようなことで、八戸とか三戸の方に会を求めて行っているのが実情と聞いております。

そのようなことから、図書館などを設置する際には、それらもお考えいただきたいこのように考えます。それと、図書購入費の増額ですけれども、六年、七年度も四十万ずつでございますし、これは道公公民館、中央公民館合わせてでございますので、これは少ないのではないかと、見本となる公民館運営、生涯学習に取り組んでいる町のお話しを聞きますと、やはり図書購入費は、年間二百万、郡内でも百五十万と言つような町もございますし、ひとつこれらもお考えいただきたいと思ひます。

いろいろ要望を含めた質問でございましたけれども、以上で終わります。

議長（前田常男君）

町長

町長（正部家佑介）

ほとんど、ご要望と言つことだ訳ですけれども、お話しのとおり各地区で公園の整備と言つことは、各地区で要望はある訳ですし、いろんな施設、町民それぞれのお立場でご要望あることは承知している訳であります。一度には出来ないことありますから、確かに金山沢地区も素晴らしい自然があるんだと言つことについては、全くそのとおり同感であります。階上はそういう意味では、いつもいろんな機会にお話ししますように、階上岳、そして海もあると言つことで、いろんな素晴らしい所がある訳であります。その分、各地区、各地域、町民の方々の要望も多い訳でありますから、その辺の所を考慮に入れながら、又、畑中議員のお話ししたことも合わせて検討して行くべきだろうと言つふうに思っている所があります。

図書につきましても、十分とは言えない、と言つことはさっきお話ししたとおりであります。増額についても、十分に検討して行かなければいけないと思つている所ありますが、ただ、利用状況その他金額、のみで議すべきこととは思ひません。

いずれ、十分とは言えないのが現状でありますから、その充実に向けて最大限の努力をして行きたいと言つふうに思ひます。以上であります。

議長（前田常男君）

これにて一般質問を終了いたします。

日程第二 報告第一号 専決処分事項の報告については、お手元に配付したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第三 議案第十二号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第十二号 八戸圏域水道企業団規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議案第十三号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めるの件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑討論を省略することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第十三号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第十三号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件はこれに同意することに決しました。

日程第五 議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めるの件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑討論を省略することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

よって、議案第十四号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件はこれに同意することになりました。

日程第六 議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑討論を省略することになりました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第十五号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件はこれに同意する

ことに決しました。

日程第七 議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑討論を省略することになりました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております。議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める件は、これに同意することになりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明十二月十四から十二月十五日までの二日間休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、十二月十四日から十五日まで二日間休会することに決しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の開会日時は、十二月十六日午前十時からいたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前十時三十七分)

平成八年第十二回階上町議会（定例△△） △△議事録（第二回）

招集年月日	平成八年十二月十一日
招集の場所	階上町議会議場
開閉会日時	開 会 平成八年十二月十六日 午前十一時一分 閉・散会 平成八年十二月十六日 午前十一時五十九分
及び宣告	議 長 前田常男 副議長 前田常男
出席議員及び欠席議員	出席議員 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 一 佐京 登 二 畑中 弘實 三 大前 典男 四 川上 太榮助 五 桑原 一夫 六 木村 勝彦 七 嶋 守 瑞穂 八 阿部 敏秋 九 浜谷 豊美 十 平戸 茂雄 十一 松倉 正美 十二 巽 静子 十三 荒道 鶴造 十四 太田 義雄 十五 田端 清 十六 山田 昭治 十七 荒谷 剛生 十八 前田 常男 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
凡例	〇出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席
会議録署名議員	一 事務局長 高橋 信一 二 中村 豊志 三 田 中 弘實
地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	町長 正部 家 佑 助役 中村 禮一郎 収入役 中田 文夫 教育長 大釜 安也 保健課長 浜谷 政己 企画課長 上沢 寿勝 税務課長 松橋 隆巳 町民課長 三上 孝八 農林課長 浜谷 義勝 建設課長 高階 繁雄 出納室長 工藤 靖夫 水産商工課長 桑原 定男 中央保育所長 小沢 勝 社会教育課長 齊藤 博俊 教育次長 桑原 定男 学務課長 渡部 光雄 農委事務局長 中城 功 体育課長 嶋 文男 給食所長 林 貢 代表監査委員 下野 岩男 国保診療所長 鳩 文男 企画課長補佐 澤田 敏男

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開会・議長（前田常男君）	△△議事の経緯
開議・議長（前田常男君）	ただいまの出席議員は十八名であります。 定足数に達しておりますので、 これより、本日の会議を開きます。
議長（前田常男君）	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
	日程第一、議案第一号 階上町広布式条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
	これより、質疑にはいります。質疑ありませんか。 （なしの声あり） 質疑なしと認めます。
	これより、討論にはいります。討論ありませんか。 （なしの声あり） 討論なしと認めます。
	これより、議案第一号 階上町広布式条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第二 議案第二号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第五 議案第五号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件、四件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十六番 山田昭治君

十六番(山田昭治君)

特別職の報酬の件でございますので、一号から五号までの質問ということになりますが、全部関連しますので、内容について説明願いたいと思います。

去る、十一日の本会議終了後、全員協議会の中でこの報酬、費用弁償に関する改正と云うことで説明を、町長からも説明があった訳でございますが、いままでこのゆううことがあったのかないのか、記憶がない訳でございますが、町村によっては、Aランク、Bランクと云うような町長の話しがありました、このゆうう点について、どのようなことでAランク、Bランクと云うことができたのか、これが、一点でございます。

それから、特別職報酬等の審議会が条例で設けられている訳でございますが、五名以内となっているようでございますが、その町長からの諮問を受けて、それに対して答申する審議会でございますので、その審議会の方五名と云うことでございますが、誰と誰が審議会なのかその点についても、お聞かせを願いたい。

それと同時に、審議委員の諮問に対する中で、答申に至るまでの何だかの話しが無かったのか、もしご意見がなかったのか、もし、ご意見があったとすれば、お知らせを願いたいとこのように思います。

それから、金銭的な問題でございますが、改正のことで、実質的に現在の改正の案と云うのも、議会にすれば、議長は一万九千円の値上げと、副議長、議員は一万三千円と云うようにある訳でございますが、この差がなぜできるのか、と云う問題でございます。

それから、町長の場合にしてもそうでございますが、町長の改正の分は三万三千円と、それから助役、収入役は一万六千円と云うようなことになっているので、この点についても、他町村の方の新聞に載っている中でございますが、それを見ても、田子の場合もここに上がっている訳ですが、南部町の場合もここに予想は上がっている訳ですが、この町よりもいくらかずつ高くなっている、ということが載っている訳でございますが、議員の場合でも他町村とは、二十二万五千円と云うことで同じになっているように見えている訳でございますが、ただ、その上に行くと議長が高く、他の町村より高くなっている。

そう言う所が見受けられますが、このように改正して行く点について、どのような方法で、このゆうう話し合いが持たれてなっているのか、これをお聞かせ願えれば幸いですと思います。が、どうぞ、この点についてお願いをしたいと思います。

それと同時に、職員の場合は、この前のテレビにも出ていますように、国家公務員の給与改定に準ず

議長（前田常男君）

町長

ると、こうあってるんで、このなりに国家公務員の改定により地方公務員も、それに準ずると言つこととで、前からやっているので、これはいいと思いますが。

この特別職の問題について、三点について知らせ願いたいと思います。

町長（正部家佑介君）

今のご質問にお答えをいたします。

いままで、Aランク、Bランクと言つお話しがあった訳ですが、階上は、ご承知のように郡内では、十カ町村のうちで、五戸に次ぐ人口の規模になったと、実際、いままで、Bランクだった訳ですが、それが、Aランクになったと言ふふうなことで、前のどう言ひきさつでこうゆうふうなクラス分け、ランク付けをしたのかということについては、前のいきさつまでは、私も承知しておりません。

ただ、郡の町村会と言つのがあって、そこで、論議をして申し合わせていって、と言ふふうなことでありまして、十カ町村のうち、全真協議会でもお話ししましたように、この階上を含めて、五戸、三戸がAランク、その他の七カ町村はBランクと言つことです。

いきさつについては、さっき申し上げたように、どうゆうことと云われると、その詳しいことについては、承知していません。と言つことです。

いずれ、BからAに上がると言つことは、町長の何パーセントが議長です。

今、改正案では、議長が町長の三十七パーセントになる、副議長は三十一・五パーセント、これは、各審議会、あるいは、議長会の要望等もあって、本当は四十パーセントにしてほしいんだということな訳ですが、一回には、そこまでは行かないですと云うことで、いままでよりも一パーセント、議長

については上げたと、三十六を三十七にしたということですし、副議長、議員の方については、これまでも〇・五パーセント上げるんだと、結果としては、BからAにいつて、いくらか増額になる。

そして、今度の改正案で町長もそれに従つて上がりましたから、それに比率からいくと、議長以下議員の方の比率が大きくなったと、言つことになると言つ所であります。

それと、審議会の委員等については、詳しくは総務課長の方からお話しをする訳ですが、各団体長等、これまでの例に従つてやりますと、お願いをしていると言つてあります。

それと、二役間の差については、町長だけそんなに上がつて言ついい方もあるんだと思います。

ただ、各町村の審議会において、こうゆうふうにあるべきだと言つ意見があると言つことで、二役のうちでも、町村長とそれぞれの助役、収入役との差と言いますか、このような改正案のような結果になったと言つてありますから。

いずれ、それでも他郡に比べて決して高いと言つことではないんで、標準的、ほぼ標準的のご理解をいただければ、幸いだと言ふふうに思います。

以上ですが、あとは、総務課長の方から詳しくは、お話し申し上げます。

議長（前田常男君）

総務課長 浜谷 政二君

山田議員にお答えいたします。

二点目の審議会委員会の名前でございますけれども、条例に、審議会の中では各種団体の長と言つことと、町民の代表と言つこととなっております。まず、農協の組合長の沼沢光男さん、それから、漁協の組合長の坂本源作さん、それから町連合婦人会の会長である新井田トミさん、それから、社会福祉

協議会の会長であります河内宏心さん、それから町民を代表いたしまして袖平清太郎さんということで審議会が、十一月二十九日行われました。

会長には、袖平清太郎さんが推せんされまして、選任されました。

一問一答形式で行われましたが、主なるものの質問の中では、さきほどお話がありました、Aランク、Bランクの件について話がされております。

それから、さかのぼって改定すると言っ件でございますけれども、平成八年四月一日にさかのぼることについては、非常に産業団体については、さかのぼるということはないのであると言っような意見もありました。

それから、これらは、県全体で改正がなされるものか、等何件か出されまして、審議の結果全会一致で、諮問どおり答申することになりました。

それから、さきほどお話の中で、差があるというお話してございますけれども、これについては、例えば、二カ年目にして改定する訳でございます。

でありますから、平成七年度、八年度の改定率の一・八五を基準にしております。

しかしながら、町長につきましては、一・八五を改定しましても県下の改定前の改定率といいましゅうか、積算しまして、七十三万九千円が県の平均となっておりますけれども、これに達しないということでございます。

よって、二パーセントを加算して、やや上回ると言っふうな計算でございます。

あと、助役、収入役、教育長につきましては、一・八五の改定率で、平均を若干上回ると言っふうなことでございます。

それから、議員の皆様の改定でございますけれども、これは、県の議会会から要望がありまして、議

長については、町長の四十パーセントを要望しております。
さらに、副議長については、三十三パーセント、議員については三十パーセントの要望が出ておりますけれども、改定では、議長については三十七パーセント、副議長については三十一・五パーセント、議員については、二十九・五パーセント、これは、前年度より議長については二パーセントの加算、副議長、議員については、〇・五パーセントの加算と言っことで積算しているものでございます。
以上でございます。

議長（前田常男君）

十八番 山田昭治君

十八番（山田昭治君）

非常に詳しくご説明願ひまして、ありがとうございます。

さきさま、町民の声もあるんで、どのようにして、この改正がなされるのかお聞きしながら、自分としても知っておかなければならない、と言っことで聞いた訳でございますが、以上の説明によりまして、詳しく分かりました。

これで、私の質問を終わります。どうも、ありがとうございます。

議長（前田常男君）

他にありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第二号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第五号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第六号 階上町老人家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第八号 階上町老人家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい

ての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。
これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十八番 山田昭治君

十八番 (山田昭治君)

次の三点を、各担当課長からご説明を願いたいと思います。

最初に、十七ページでございますが、自治振興費の中で、八百七万、鳥谷部地区住宅用地造成事業測量調査・造成計画ということになっていますが、この内容についてと、将来性についてありましたら、説明を願いたい。

次は、三十六ページでございますが、道路新設改良費の中の委託料が二千八百六十八万減額になります。して、工事請負費と言つのは、三千万ここにもられた訳でございますが、この内容、場所については、この前の協議会の中で聞いている訳でございますが、ただ、測量、設計、委託料と言つことで予算にもっている訳でございます。

当初の予算だと思いますが、その際、その中で質問をしたと思いますし、又、課長に対して個人的に

議長（前田常男君）

も聞いた覚えもございませんが、どの辺をどのように進めて行くのか、ということとその内容について聞いている訳でございますが、実質的には、その内容に当時の説明にのっとった仕事は、あまり見えてないような感じもあるんで、この測量設計委託料が、この工事費に変わっていったと言うところの、設計委託料がどこをやるのの考えで、当初、このような予算を持ったのかを、説明願いたいと思います。次は、四十五ページでございますが、町民プールの管理費の中に、これについても、この前、町長からも説明がありました。が、トレーニングセンターの問題でございますが、これは、どのような規模で、そして、又、設置場所もプールの中に備付けするのか、離して造るのか、と言うことをお聞きしたいと思います。

そして、又、その場所が初めてその所にトレーニングセンターを造ると言うのを聞いている訳ですが、できたら、勤労者体育センターのそばの方が良かったのではないのかなあと、利用度があるのではないのかなと言ったことも考えたりするんですが、この町民プールの場所に設置すると言ったことについての考え、又、トレーニングセンターの規模というようなことでお尋ねしたいと思います。

以上、三点でございます。

企画課長

企画課長（上沢寿勝君）

ただいまの、山田議員のご質問にお答えいたします。

自治振興費の八百七万の内容についてでございますが、先般、不動産鑑定士等をお願いして、九年度を日指して、鳥谷部地区に住宅用地を造成すると、それに伴う測量調査、これは、三百五十八万円、その他、農地転用並びに都市計画法の開発、許可申請が必要でございますので、これが四百四十九万、合

わせて八百七万円今回お願いする件でございます。

それで、将来、計画内容でございますが、一区画だいたい百坪程度、はっきりしていませんが、できれば百坪、調査した段階では八十五坪を半分くらいに、あとを百坪くらいを半分くらいと、こうゆうふうな案も持っておりますが、とりあえず百坪程度と、百坪程度ですと区画は、だいたい五十五区画くらいになります。

総面積は、二万五千平方メートル予定していますが、事業費そのものは、計画段階ですのではっきりはしていませんが、二億円余りかかるのではないかと思っております。

以上、簡単ですが説明終わります。

建設課長

議長（前田常男君）

建設課長（高階繁雄君）

先程の山田議員の質問にお答えいたします。

当初、石鉢、神子沢線でございますけれども、委託料二千八百六十八万減と言うのなんです。が、これは、当初、石鉢から鳥谷部・十日市線までの全行程二千七百九十六メートルでございますけれども、その設計委託料として五千万円、委託費用とか、用地費か、補償費とかで五千万円取ってございました。

ですけども、県との協議の結果、ただいま予算措置してございますとおり、二千八百六十八万と言うのが、その他の委託料もございまして、実質は三千万でございます。

これは、県との協議の結果、野沢・法師窪線の方の工事の方にまわした方がいいのではないか、と言うことで、二千万につきまして、石鉢保育園の所から広域農道の所までの分、延長約八百メートルでございますけれども、その線までの測量委託料でございます。

それで、三千万につきましては、この前、ご説明いたしましたけれども、野沢・法師窪線の道路改良八十メートルと、六百メートルの改良、排水工事を行う部分でございます。
以上でございます。

議長（前田常男君）

体育課長

体育課長（鳩文男君）

トレーニングセンターの建設の規模と、設置場所につきましてお答え申し上げます。
トレーニングセンターは、約八百から千平方メートル予定してございます。

予算規模にしまして、二億位をめぐとして、今、検討中でございます。それから、場所につきましては、プールの側に、今のところ予定してございます。専門家の方々のお話しによりますと、トレーニングマシンで体、筋力を鍛えて、プールで体をほぐすと言うことが理想としているそうです。それで、市民プールの有効利用を併せて図っていけるかと考えております。以上でございます。

議長（前田常男君）

十六番 山田昭治君

十六番（山田昭治君）

新設道路の問題も内容は分かりましたし、自治振興費の中の鳥谷部地区の問題でございますが、これについては、まだ、計画段階もかなりあるんで、おおよその所しか分からないと言うようなことではないでしたし、ただ、トレーニングセンターの場合が、今、課長の方から話があったように、トレーニング様々しながらプールに入ると言うようなことではございましたが、あの場所では、結局、一年間通してそういう体制を、現在の場合だとなかなか取るに大変だろうと思うし、そうした場合、そう言う考

えであれば、一年間通してプールの方も使用するに良いと、言うような考えもあるのか、そう言う考えで進むのか。もう一点、そこをお願いします。

議長（前田常男君）

体育課長

体育課長（鳩文男君）

現段階では、燃料費とか、維持管理費の関係で通年と言うのは無理だと考えております。
本年度につきましては、春先早くして、秋口で、将来的には、又、利用者の状況等見ながら、内壁とか、外壁その辺、補修だけで済むのか、検討しながら考えて行きたいと思っております。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

五番 桑原一夫君

五番（桑原一夫君）

今の山田議員の質問に関連して、私も一点、トレーニング施設について、町長にお伺いいたします。
まず、この町民プールに併設することになった経過について、お知らせをいただきたいと思えます。
山田議員さんの質問にもございましたように、通年で利用する施設ではない所に、そうゆうトレーニング施設を併設すると言うことについての利用者の問題、管理費の問題等考えますと、私は日常的にプールに来て、能力トレーニングをし、体力向上を図ると言う主旨は理解できます。
又、別な考え方からいたしますと、通年で使っている、例えば、勤労者体育館のようなものに併設する。

利用する人達が、筋力トレーニングをする。そして、終わったらシャワーで汗を流すと言う、そうゆう

議長（前田常男君）

町長

うふうな利用の仕方、通年利用と言っもの考え方、又、一つの選択肢ではなかったのか。
又、特に管理の部分を考えますと、例えば、勤労者体育館に併設した場合には、せっかく体育課ができた訳ですから、庁内にいないで、そっちの現場の方に出て、一体として勤労者体育館も含めて管理すると、言う選択肢も一つ出てくるのではないかと言う考え方から、プールに併設すると言うふうなことに決まった経過、特に、町の体協とか、そういうスポーツ関係者の人達の意見もお伺いしたのか、どうか、併せてお伺いいたします。
以上です。

町長（正部家佑介君）

桑原議員の質問にお答えをいたします。

考え方としては、いろいろ、それぞれ意見あるだろうと思います。

これにつきましては、町民プールを建設するあたりから、数年前からと言っ表現をしておきますが、数年前から、こう言った、あそこを現在、町の人口が増加しているだけではなくて、相当大きなウェイトを占めて、今では、他町村を言うのもあれですが、新郷、倉石に匹敵する人口が住んでおられると、言うふうなこと等を考えますと、私の頭にあるのは、将来的には、あそこは体育施設、或いは公民館等の整備が必要な地域だと、言うふうにいる所であります。

そう言う意味から行くと、現在でも、大変あのご不便をおかけしている、人口の割に十分な手当てがまだまだなされていないと言うふうにいる所でありますから、勤労者体育館周辺にも、町民の方々大部この赤保内地区にも増えている訳であります、それでも、体育館がある、或いは、ハートフル

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

プラザがある、役所があると言っふうなことである訳でありますから、将来、さっき、申し上げたような理由で、いろんな考え方があることは承知していることですが、数年前から、あそこを一体的と申しますか、この整備を図っていききたい。

そして、トレーニングセンターと言っことばから行くと、こないだの協議会でもお話をしましたが、どちらかと言っ、町民の方々が健康増進のために利用していただける施設として行きたい。いうふうなことであります。

そう言っ所で答弁を終わります。
以上です。

答弁漏れがあったようですが、これについては、総合運動公園関係の審議会等でもお話しをしたと、これは、もう数年前のことになりますが、それと全員協議会なんかにおきまして、数年まえから、こいうふうな、将来的には、あそこを町民の、或いは、地域の方々の健康増進の基地として整備を図っていききたい。そうゆう考え方から、用地の取得もしたと言っふうなことでありますし、関係者のご意見は、十分かどうかは別として、そうゆう機会にお聞きをしたと言っふうなことでもありますし、ご説明も申し上げたと言っふうなことで、正式にと言われると、それについては、まだ、正式にと言っことになれば、そうゆうあれはない訳ですが、いずれ、ご意見としてはいろんな機会に承りつつやってきたと思っております。以上です。

議長（前田常男君）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第七号 平成八年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第八 議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第十一 議案第十一号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算までの件 四件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

十八番 山田昭治君

十八番（山田昭治君）

担当課長からお伺いいたします。

五十九ページの中の、高額療養費のことですが、補正は、三百八十六万八千円で、計で五千

議長（前田常男君）

保健課長

保健課長（三下孝八君）

七百八万と言った金額が上げている訳でございますが、この高額療養費の内容、そしてどのくらいあるのか。と言ったことでお尋ねしたいんですが。

山田議員の質問に対してお答えを申し上げます。

病気の種類でございますか。この病気については、手元に資料がございません。

大変申し訳ございませんけども。

今、予算化しましたものは、四月から十月までの平均を出しまして、それと、十一月から三月までの予定額を上げてございます。

それで、内容につきましては、後で、ご回答申し上げます。

今、資料がございませんので、大変申し訳ありません。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

十八番 山田昭治君

十八番（山田昭治君）

税務課長の方からお尋ねしたいんですが、保険税でございますが、保険税は、前年と変わりました。回数は一八回と、前回は四回の納付と言ったことになっていたんですが、現時点において、だいたいの納付状況が分かりますか、もし、あれでしたら、急な質問でございますので、あとで答えてもいいと思いま

議長（前田富男君）

税務課長

すが。わかるのであれば、だいたいの状況をお知らせ願えればと思いますが。

税務課長（松橋隆日君）

ただいまの質問でございますが、率については、ちょっと、分からないんですけども、いろいろ、この四期から六期になったことについて、中には、やっぱり、六期になってよかったなあと言う、納税組合長さんのお話でございますけれども、良かったと言っている意見もございましたし、又、中には、四期でも変わらないなあと言う所もございました。

見てみますと、納税については、やっぱり、分けた方が同じ税金について、よその方から徴収率について照会がくる訳ですが、確か、そうゆつぷうに六回に分けたことによって現時点では、徴収率が落ちたような形になっておりますけれども、ただ、それだけ遅れたと言いますか、六期に分けたと言っていることで最終的には、良いのではないかと思っております。

今、現時点で見ると、納期がまだ未到来の分が沢山あるものですから、その辺でこう率が下がると言う形になっておりますけれども。

最終的には良いのではないかと思っております。

以上でございます。

議長（前田富男君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第八号 平成八年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第十一号 平成八年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

（異議なしと認めます。）

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、追ってお知らせいたします。

（休憩 午前十時四十八分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 午前十一時五十分）

日程第十二 請願第一号 「夫婦別氏（姓）」制導入反対に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。
総務財政常任委員長

総務財政常任委員長
(大下義雄君)

総務財政常任委員会の結果をご報告申し上げます。

本委員会に付託されました、請願第一号に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております報告書のとおり、採択と決定しておりますので、本請願が採択となりますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

議長(前田富男君)

以上で、総務財政常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

請願第一号は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第一号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第十三 意見書案第二号 「夫婦別氏(姓)」制導入反対に関する意見書案の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第二号については、会議規則第九十二条第二項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第二号については、委員会の付託を省略することに決しました。

意見書案第三号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第三号は、これを可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま、可決されました意見書案の提出につきましては、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員会に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第三十九条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長より会議規則第七十五条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長

町長 (正部家佐介君

十二月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る、十一日開会の階上町議会十二月定例会も、本日をもって閉会となりました。

お陰様で、ご提案申し上げました全議案、原案のとおり議決くださいます。誠にありがとうございます。

一般質問を含め、議案審議の中でのご意見等につきましては、十分、今後留意して参りたいと思っております。

今年もまた、様々な事業があった訳ですが、赤保内小学校建設、大蛇地区漁業集落環境整備事業等、各道路の建設、農林漁業の振興策、保健福祉の充実等に取り組んできたのでありますが、これらの件につきまして、議員の皆さんの、ご理解、ご協力に對しまして、厚くお礼申し上げる次第であります。

年末を控え、何かと慌ただしくなる中、寒さも厳しくなります。

健康には、十分留意し、議員の皆さんのますますのご健勝と一層のご活躍を、お祈り申し上げ、閉会にあたりましてのごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございます。

議長 (前田常男君)

これにて、平成八年第十三回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前十一時五十九分)

地方自治法第百二十三条第一項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員